

理由

最近における食品の安全性に対する国民の関心の高まりにかんがみ、人畜に被害を生ずるおそれがある農畜水産物の生産を防止するため、特定の普通肥料の施用者に対し施用方法等についての基準の遵守を義務付けるとともに、輸入販売業の許可を受けた者以外の者が動物用医薬品を輸入することを禁止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。